

〇〇〇〇避難所でのルール

- 1 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市避難所担当職員、施設の管理者、避難者の代表等からなる〇〇〇〇避難所運営委員会(以下「委員会」という。)を組織します。
 - 委員会は、毎日午前〇時と午後〇時に定例会議を行うことにします。
 - 委員会の運営組織として、総務班、被災者管理班、情報広報班、施設管理班、食料・物資班、救護班、衛生班、ボランティア班を避難者で編成します。
- 2 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 3 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所する時は、被災者管理班に転出先を連絡してください。
 - 犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止します。
- 4 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
 - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
 - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 5 食料・物資は、原則として全員に提供できるまでは配布しません。
 - 食料・物資は避難者の組ごとに配布します。
 - 配布は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、食料・物資班が〇〇室で対処しますので、申し出てください。
- 6 消灯は、夜〇時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 7 放送は、夜〇時で終了します。
- 8 電話は、午前〇時から午後〇時まで、受信のみを行います。
 - 放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
 - 公衆電話は、緊急用とします。
- 9 トイレの清掃は、朝〇時、午後〇時、午後〇時に、避難者が交代で行うことにします。
 - 清掃時間は、放送を行います。
 - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。